

第28回総会 令和4年9月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、9月の業務報告をいたします。

---

報告、業務報告

---

局長 今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出（小規模転用）1件、農地改良届出が1件提出されていますので報告いたします。初めに、小規模転用の1番を報告します。土地の所在は、大字調殿字〇〇番1、地目：台帳・現況ともに田、面積3,701㎡の内165㎡、申請者は、大字南方〇〇番地4、〇〇、転用目的は、駐車場の設置となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

23番 小規模転用の1番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、穂北に住む〇〇さんです。〇〇さんは、〇〇集落で、ピーマンを作付けする農家です。農地の場所は、調殿地区の〇〇から、北に約500m行った所の農地です。ハウスを新たに整備し、その周囲に駐車場を整備するために申請するものです。現地も確認していますので報告します。

局長 次に農地改良届出1番を報告します。土地の所在は、大字童子丸字〇〇番2、登記・現況ともに田、面積434㎡、所有者：大字童子丸〇〇番地イ、〇〇、申請者も〇〇、改良する理由は、道路より低く、浸水し、水はけが悪いため、70～80cm盛土し、使い勝手の良い農地に改良するとしています。こちらも地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

23番 農地改良届出の1番を報告します。お手元の報告事項の資料をご覧ください。申請人は、童子丸に住む〇〇さんです。農地の場所は、童子丸の〇〇に位置する国道沿いの農地であります。申請地は国道より低く、水が貯まるため約70cm盛土をして水はけを良くし、使いやすい農地とするための申請です。現地を確認していますので報告し

ます。今回書類等の申請、届出は、〇〇さんの母親が行ったものであるため、隣接者へ盛土前の説明をし、承諾を得る事を息子に確実に伝えるよう念押ししている状況であります。

局長 また、相続届出2件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約4件が提出されていますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和4年度第28回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。現在、農業委員16名 推進委員14名、合計30名の出席であります。本日の議案件数であります、4件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。4番 〇〇委員、30番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第157号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第157号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は4件であります。

1番を説明します。受人：穂北の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番2外1筆、登記：田、現況：雑種地、面積3,234㎡、申請事由：資材置場用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、事業用の貯木場用地の設置であります、既に雑種地化しており、顛末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

10番 今回は、27番 〇〇委員と私(10番 〇〇委員)が会長の命を受けまして、9月20日午前9時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第5条4件、非農地証明2件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、

15番 ○○と2番 ○○委員にも同行いただきました。

10番 1番を説明します。申請地は、穂北地区の○○集落で、○○から北へ約600m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の○○さんが、○○から売買により所有権の移転を受け、登記が田、現況が雑種地を貯木場にするために申請されたものです。この申請地は、譲渡人の○○さんが、令和3年に父親から相続により取得したもので、父親が購入する前から埋め立てが行われていたと思われ、昔の事で経緯を知ることができません。相続された方は皆さん高齢で、売買を急がれている様でありました。この申請は、違反転用を是正し、新たに貯木場を設置するための転用申請となります。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。

周囲は、東側は水路、西側は水路、南側は雑種地、北側は田となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、盛土等整地して数十年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今の状況で貯木場として利用する事から、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、既存施設の拡大で、調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この案件は、3,000㎡を越える転用となりますので、常設審議委員会の諮問を必要とする案件となります。また、この土地の売買価格は、○○円となっています。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：清水の〇〇、渡人：福岡県の〇〇、申請地：大字三納字  
〇〇番1外1筆、登記：田、現況：畑、面積894㎡、申請事由：農家住宅用地、権利  
の内容：売買による所有権移転、主な内容は、農家住宅及び農業用倉庫の建築であり  
ます。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 2番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇から北西へ約300m行っ  
た所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請  
人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、住宅、農業用倉庫を  
建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は宅地、南側は道路、  
北側は道路となっています。雨水は、敷地内の側溝に流します。生活排水は、合併浄  
化槽を経て、側溝に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念  
することはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この  
申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。尚、  
〇〇さんは、7年前に兵庫県から西都市に移住し、三納で〇〇と〇〇を作付けする農  
家となり、今後は法人化を目指しているとのこと。今回、住宅としては、面積が  
基準を超えていますが、農業用倉庫等含め規模拡大に向け、必要な規模の面積だとい  
うことです。調査委員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお  
願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。本案件の申請面積は、894㎡であ

り、雑種地を含めた事業全体の面積は1,201 m<sup>2</sup>となっています。先ほど委員も話されたとおり、農家住宅の転用可能な最大面積の原則である1,000 m<sup>2</sup>を越えておりますが、新規就農者として西都市に定着し、順調な経営を行っており、今回、農業用倉庫を併設し、雇用者やトラックの駐車場及びその回転場として、使用するためにより多くの面積が必要とされることから、やむを得ないと判断したところであります。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12番 期待される新規就農者であることは分かりますが、基準を超えてもいいのですか。

事務局 今回の利用計画をお聞きしますと、農業用倉庫を建設すると共に、従業員を雇い法人化を目指し、業務用のトラックを導入し、雇用者の駐車場を確保していくとのことでした。トラックの回転場も含めて総合的に必要な面積を計上して、今回申請がなされています。この申請における、こうした利用計画等による必要性や実情を考慮した上で、調査員及び事務局ともにやむを得ないと判断したものであります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積725 m<sup>2</sup>、申請事由：事務所用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：検診業務事務所の建築及び検診車駐車用地の設置であります。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

10 番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から西に約200m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、検診業務に伴う事務所を建設するために申請されたものです。〇〇さんは、〇〇で、病院等から委託を受けて、検診用バスで九州管内を巡回しているそうです。現在バス1台を所有し、今後3台に増やす計画であり、大型車両の駐車場も確保するため、事務所面積は48㎡ですが、転用面積は広がっています。周囲は、東側は宅地、西側は市道、南側は道路、北側は宅地となっています。雨水は、側溝を設け下水道に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、盛土などで整地する必要もありませんので、懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：茶臼原の〇〇、渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字

〇〇番 1、登記・現況ともに田、面積 913 m<sup>2</sup>、申請事由：駐車場用地、権利の内容：賃貸借権の設定、主な内容は：従業員駐車場の設置であります。

議 長 4 番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 4 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇のすぐ南側の農地です。

詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから賃貸借権により借り受けて、駐車場を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は雑種地、南側は雑種地、北側は公共地となっています。雨水は、砂利を敷き自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。尚、駐車場のすぐ隣が〇〇となりますので、〇〇方向からは、この駐車場には侵入することはせず、〇〇さんの加工場の敷地から侵入し安全性を図るとのことです。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、賃貸借権の設定となっており、賃借代金は、年間で〇〇円、賃借期間は〇〇間であります。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 158 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 158 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2 から 3 ページの通り、申請件数は 7 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については、担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三納字 〇〇番 2 外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 6,752 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 1 番を説明します。今回の申請は、親子間の農業継承に伴う贈与となります。渡人の〇〇さんは、以前農業委員でありました。牛の飼料を作付けしており、農業に必要な機械類等も一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。



(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番の説明をお願いします。

局長 2番を説明します。受人：木城町の〇〇、渡人：木城町の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番37、登記・現況ともに畑、面積9,770㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

5番 2番を説明します。今回の申請は、2人とも木城町在住の〇〇さんから、〇〇さんへの贈与となります。2人は、叔父と甥の関係にあります。木城町で確認しましたところ、受人の〇〇さんは、〇〇代とまだ若く、木城町で大規模な〇〇業を営む農家であり、経営状態や規模等何ら問題ないとのことでした。農地は、西都市と木城町の境に位置し、今回の農地も〇〇が作付けされていますが、将来〇〇を建築する予定とのことです。許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地：地番〇〇-37は、字図上では、〇〇-16と2者の筆界未定地となっています。当事者間の同意は取れていますので、今回の農地法第3条許可が下り次第分筆を行い、分筆分を贈与処理していくとのことでした。先ほど〇〇委員より、〇〇の話がありましたが、分筆される、地番〇〇-37には、農地として〇〇を作付けし、同様に分筆される地番〇〇-16については、〇〇を建設する計画等を整えて、今後農地法第5条等の転用申請がなされるものと思われます。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：藤田の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字  
〇〇番1外1筆、登記：山林、現況：畑1筆、登記・現況ともに田1筆、面積1,819  
㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

26 番 3番を説明します。今回の申請は、兄弟間の無償贈与の案件です。下三財在住の〇  
〇さんから、〇〇集落在住の〇〇さんへの贈与となります。申請地は、お手元の地図  
を参照してください。〇〇地区北側に面した農地の畑と〇〇から北に200m程行った  
所の水田になります。〇〇さんは、〇〇地区にて、早期水稻を中心に作付けされてい  
ます。現地水田には、既に〇〇さんが水稻を作付けされており、農地として活用され  
ています。農機具は、トラクター、田植機、軽トラ等水稻栽培に必要な機械類は揃って  
おり、農地法第3条による50a以上の要件も満たしており、許可相当と判断しました。

皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：鹿野田の〇〇、渡人：愛知県の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,422 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 4番を説明します。今回の申請は、愛知県に住んでいる渡人、〇〇さんから、都於郡の〇〇に住んでいる〇〇さんへの規模拡大目的の売買となっています。申請地は、〇〇の手前になります。詳細については、配付済みの地図を参照してください。渡人の〇〇さんは、高齢で身内もなく、姪の住む愛知に移住されましたが、体調を崩され、元気な内に農地を処分したいとのことで、10年来作付けしている〇〇さんに話したところ〇〇円で売買となりました。〇〇さんは、水稻を1町8反ほど作付けし、農機具等もトラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等農業に必要な機械類は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1、登記・現況ともに畑、面積373㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 5番を説明します。佐土原町に住む〇〇さんから、三財〇〇に住む〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、三財の〇〇の東側、〇〇さんの自宅前になります。〇〇さんは、〇〇業と水稻を作付けしています。農業に必要な機械類は全て備えています。現地も〇〇さんが耕作されています。許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a当たり約〇〇円です。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番16、登記・現況ともに畑、面積387㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 6 番を説明します。受人は、南方に住む〇〇さんで、お父さんは、〇〇業を営んでいます。農地の場所は、〇〇の〇〇裏、〇〇集落の畑となります。〇〇さんは、ゆずを作付けしており、今回規模拡大により、〇〇さんから購入するものです。トラクター、軽トラ、動力噴霧器等機械類も一式揃っています。許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番の説明をお願いします。

局 長 7 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番外 6 筆、登記・現況ともに畑、面積 4,273 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 7 番を説明しますが、6 番と受人は同じであり、農地場所も隣接農地であります。6 番と同様、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 6 番と同じく、売買価格は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 7 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 6番、7番兼ねて質問します。この農地は、〇〇裏の〇〇集落の畑の一部で、多少荒れた状況にあります。今回、周りの農地全体から虫食い状態で売買される様ですが、〇〇さんが購入する今回の申請以前に、申請地を含み周辺農地全体で飼料作を目的に、法人が貸借する話がありましたが、今どうなっているのですか。

事務局 この案件は、荒廃農地の関連で、事務局の農地集積支援員が、耕作相手方を探していたものであります。最初に飼料稲を作付けする事で動いていましたが、その話が中断され、今回〇〇さんが、一部購入することで話がまとまったと聞いています。また、今回の申請2件以外の周りの農地については、売買の対象にならなかったとの報告を受けています。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第159号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第1594号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書4～7ページの所有権移転分8件を説明させていただきます。

1番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積3,183㎡です。

2番 受人：三宅の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・

現況ともに田、面積 506 m<sup>2</sup>です。

3 番 受人：三宅の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 446 m<sup>2</sup>です。

4 番 受人：下三財の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 452 m<sup>2</sup>です。

5 番 受人：山田の〇〇、渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,410 m<sup>2</sup>です。

6 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 986 m<sup>2</sup>です。

7 番 受人：鹿野田の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,806 m<sup>2</sup>です。

8 番 受人：穂北の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番外 3 筆、登記・現況ともに田、面積 8,542 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 10 月 5 日を予定しております。

議長 それでは説明のありました、1～8 番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 8～9 ページの通り 3 件であります。

1 番 受人：穂北の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番外 4 筆、登記・現況ともに田、面積 5,430 m<sup>2</sup>、令和 4 年 11 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

2 番 受人：新町の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,201 m<sup>2</sup>、令和 4 年 11 月から 3 年間の賃貸借権の再設定です。

3 番 受人：平郡の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 3,999 m<sup>2</sup>、令和 4 年 10 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 10 月 5 日を予定しております。

議長 説明がありました、申請番号 3 番は、6 番〇〇委員が譲渡人となる事案でありますので、3 番を除く 2 件の議案について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。



(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号3番の審議を行います。農業委員会法第31条の規定により6番  
〇〇委員の議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり、〇〇委員の退席を  
お願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。〇〇委員は席にお戻り下さい。

議 長 議案第160号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第160号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。  
今回の非農地証明交付申請は、議案書21ページの通り2件であります。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字三宅字〇〇番1、地目：台帳・畑、現況・  
原野、面積151㎡、所有者：千葉県千葉市〇〇番33号 〇〇、非農地判断は、事由4  
となっています。

非農地証明明細番号2、土地の所在：大字三宅字〇〇番4、地目：台帳・畑、現況・  
原野、面積5,042㎡、所有者：新富町大字〇〇番地6、〇〇、非農地判断は、事由4と

なっています。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

2 番 1番を説明します。申請者の〇〇が所有する、非農地証明を行うとする申請地は、〇〇から〇〇集落に向かって南へ約150m進んだ所を左折し、トラクターも通れない狭い農地を約30m進み、他人の所有する農地を約20mまたぐ非常に不便な農地であります。申請地の現況は、10年以上耕作しておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 次に番号2について地元委員の説明を求めます。

15 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落にある土地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。〇〇から西へ約200m進んで、〇〇に通じる道路脇になります。新富町に住む〇〇さんが所有する農地ですが、10年以上耕作しておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。また申請地は、東側は雑種地、西側は山林、南側は山林となっており、山林の下側には〇〇集落の民家があ

り、市道も通って条件も良い場所ですので、将来ここに、施設等の構造物を建築するようなことがあれば、排水や土砂流出等の問題もありますので、計画の段階で下側の〇〇集落の住人等に十分な協議や相談等をお願いしておきました。非農地であることは農業委員会が証明しますが、雑種地とされた後は、農業委員会の手を離れてしまい、何も言えなくなります。この点、何か良い方法はないか、事例等あれば研究していただきたいと思います。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

---

協 議 会

---

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 46 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

30 番 \_\_\_\_\_